

## 認定基準の見直し案（修正版）の検討事項

## ○ 関節可動域の測定方法と評価について

区分	事項	検討内容
上肢	2 認定要領 (1) 機能障害 エ、オ、ク (イ) ➡ <b>P3、P4</b>	関節可動域の測定方法を自動可動域から他動可動域へ変更した場合に、可動範囲の制限値を変更する必要はないか
下肢	2 認定要領 (1) 機能障害 エ、オ、カ (イ) ➡ <b>P8、P9</b>	
体幹・脊柱	2 認定要領 (2) 脊柱の機能の障害 ウ (ア) (イ) ➡ <b>P13</b>	

区分	事項	検討内容
上肢	2 認定要領 (1) 機能障害 オ ➡ <b>P3</b>	「関節の他動可動域が健側の他動可動域の3分の2(5分の4)以下に制限されたもの」と同程度の障害の状態として例示が妥当か
下肢	2 認定要領 (1) 機能障害 オ ➡ <b>P9</b>	

区分	事項	検討内容
上肢	2 認定要領 (4) 関節可動域の測定方法等 ウ ➡ <b>P6</b>	他動可動域による評価が適切でない場合の例示や判定方法は妥当か
下肢	2 認定要領 (5) 関節可動域の測定方法等 ウ ➡ <b>P11</b>	
体幹・脊柱	2 認定要領 (2) 脊柱の機能の障害 エ ➡ <b>P13</b>	

区分	事項	検討内容
上肢	2 認定要領 (4) 関節可動域の測定方法等 ア ➡ <b>P5</b>	各関節の主要な運動については妥当か
下肢	2 認定要領 (5) 関節可動域の測定方法等 ア ➡ <b>P11</b>	

○ 「第 1 上肢の障害」、「第 2 下肢の障害」における上・下肢の 3 大関節に係る機能障害について

区分	事 項	検 討 内 容
上 肢	2 認定要領 (1) 機能障害 ア  <b>P2、P3</b>	<p>両上・下肢の 1 級の規定について、従来の「日常生活における動作」による認定方法を、「関節可動域や筋力の状態」とともに「日常生活における動作」も考慮した総合的な認定方法に変更したが、内容は妥当か</p> <p>また、2 級、3 級及び障害手当金については、「第 4 肢体の機能の障害」から移動してきたが、これらの「障害の状態」に相当する例示の内容は妥当か</p>
	2 認定要領 (1) 機能障害 ウ  <b>P3</b>	
	2 認定要領 (1) 機能障害 ケ  <b>P4</b>	
	2 認定要領 (1) 機能障害 サ  <b>P4</b>	
下 肢	2 認定要領 (1) 機能障害 ア  <b>P8</b>	
	2 認定要領 (1) 機能障害 ウ  <b>P8</b>	
	2 認定要領 (1) 機能障害 キ  <b>P9</b>	
	2 認定要領 (1) 機能障害 ケ  <b>P9</b>	

区分	事 項	検 討 内 容
上 肢	2 認定要領 (1) 機能障害 シ  <b>P4</b>	前腕の回内・回外の障害の状態を判断する可動範囲の制限値は、障害の程度として妥当か

区分	事 項	検 討 内 容
上 肢	2 認定要領 (1) 機能障害 コ (ア)  <b>P4</b>	人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものについては、「障害の状態が悪化している場合」に上位等級に認定することとしているが、その取扱いの対象は妥当か
下 肢	2 認定要領 (1) 機能障害 ク (ア)  <b>P9</b>	